

## 計画書

### むつ都市計画用途地域の変更（むつ市決定）

都市計画用途地域を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 528 ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
第一種中高層住居専用地域	約 213 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 21 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 313 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 124 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
準住居地域	約 47 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 58 ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
商業地域	約 49 ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
準工業地域	約 97 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業地域	約 31 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業専用地域	約 135 ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
合計	約 1,616 ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

#### 理 由

むつ市都市計画マスタープランでは、むつ総合病院の機能を維持するとともに、医療機能の集積と病院へのアクセス向上を図るとした都市施設整備の方針が定められ、むつ市立地適正化計画では、田名部地区の都市機能誘導区域における誘導施設として病院が位置づけられている。

このことから、今後の都市の将来像の達成や立地適正化計画に基づくまちづくりの有効性を高め、将来にわたり当該地区における医療や教育機能を持続的なものとするため、用途地域を変更するものである。